

平成 2 0 年 3 月 2 5 日

平成 2 0 年第 1 回 岬町 議会 定例会

第 3 日 会議録

平成20年第1回(3月)岬町議会定例会第3日会議録

平成20年3月25日(火)午前10時45分開議

場 所 岬町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	7番 奥 野 学
8番 谷 本 貢	9番 反 保 多喜男	10番 岡 本 重 樹
11番 辻 下 文 信	12番 辻 下 正 純	13番 田 代 堯
14番 小 川 日出夫	15番 竹 内 邦 博	

欠席議員 な し

傍 聴 4 名

地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	教 育 長 田 中 繁 樹
総 務 部 長 中 口 守 可	総 務 部 理 事 嶋 本 良 二
総 務 部 理 事 古 田 正	総 務 部 副 理 事 兼 総 務 法 制 課 長 南 康 明
企 画 部 長 竹 本 靖 典	住 民 部 長 白 井 保 二
住 民 部 副 理 事 兼 税 務 課 長 入 口 博 行	福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄
事 業 部 長 松 永 英 三	事 業 部 理 事 藏 ヶ 崎 龍 男
上 下 水 道 部 長 末 原 光 喜	会 計 管 理 者 副 理 事 兼 会 計 課 長 淵 原 義 仁
教 育 部 長 岡 田 耕 治	教 育 部 副 理 事 兼 生 涯 学 習 課 長 岡 本 茂
教 育 部 副 理 事 兼 青 せ 文 せ 所 長 一 本 稔 明	教 育 部 副 理 事 兼 淡 輪 公 民 館 長 谷 口 桂 三

総務部
行財政改革課長 四至本 直 秀
企画部企画人事課長 保 井 太 郎

総務部危機管理課長 亀 崎 義 夫

本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局主幹
兼 議会係長 竹 下 雅 樹

議事日程

- | | |
|----------------|--|
| 日程 1 | 三常任委員長報告 |
| 日程 2 意見書案第 1 号 | 大阪府における通年を見通した施政運営方針の早急な明示と
所要予算の計上を求める意見書（案） |

(午前10時45分 開議)

辻下正純議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成20年第1回岬町議会定例会3日目を開会します。

ただいまの時刻、午前10時45分です。

本日の出席議員は14名です。

定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

辻下正純議長 日程1、「三常任委員長報告」を議題とします。

過日、3月5日の本会議において、総務文教、厚生、事業の各委員会に付託しました議案について、各委員会で慎重に内容の審査をしていただいた、その結果を三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。事業委員長、田代 堯君。

田代事業委員会委員長 皆さん、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をいたします。

3月5日の本会議において、本委員会に付託されました8件の議案については、3月7日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑・応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議案第1号、平成19年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件うち本委員会に付託された案件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第4号、平成19年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2次)の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第6号、平成20年度岬町一般会計予算の件のうち本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第11号、平成20年度岬町下水道事業特別会計予算の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第12号、平成20年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第20号、平成20年度岬町水道事業会計予算の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第32号、岬町ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第33号、岬町パチンコ遊技場等及びゲームセンター建築等規制条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であります。当委員会に付託された8議案は可決すべきものと決定いたしております。

以上で、私の委員長報告を終わります。どうもありがとうございました。

辻下正純議長 事業委員長の報告が終わりました。

それでは、事業委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

次に、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長、川端啓子君。

川端厚生委員会委員長 議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をします。

3月5日の本会議において、本委員会に付託されました14件の議案については、3月11日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑・応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議案第1号、平成19年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件うち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第3号、平成19年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第5号、平成19年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第6号、平成20年度岬町一般会計予算の件のうち本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第8号、平成20年度岬町国民健康保険特別会計予算の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第9号、平成20年度岬町老人保健特別会計予算の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第10号、平成20年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件については、委員会記録のとおり、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第13号、平成20年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第14号、平成20年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第23号、岬町後期高齢者医療に関する条例を制定する件については、委員会記録のとおり、質疑・応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第30号、岬町特別会計条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第31号、岬町老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第34号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑・応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第35号、岬町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された14議案は可決すべきものと決定しております。

以上で、私の委員長報告を終わります。ありがとうございました。

辻下正純議長 厚生委員長の報告が終わりました。

それでは、厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、奥野 学君。

奥野総務文教委員会委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をいたします。

3月5日の本会議において、本委員会に付託されました17件の議案については、3月12日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑・応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議案第1号、平成19年度岬町一般会計補正予算（第4次）の件のうち本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第2号、平成19年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3次）の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第6号、平成20年度岬町一般会計予算の件のうち本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第7号、平成20年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第15号、平成20年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件から議案第18号、平成20年度岬町谷川財産区特別会計予算の件までの4件については一括議題とし、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、4件とも満場一致で可決されました。

議案第19号、平成20年度岬町住宅用地造成事業特別会計予算の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第22号、一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定する件については、委員会記録のとおり、質疑・応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第24号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第25号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第26号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第27号、教育長の給与等に関する条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第28号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第29号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第36号、岬町公民館条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑・応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された17議案ともに可決すべきものと決定いたしております。

以上で報告を終わります。

辻下正純議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

それでは、総務文教委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第1号「平成19年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

中原議員、反対ですか、賛成ですか。

中原 晶議員 反対討論です。

辻下正純議長 どうぞ。

中原 晶議員 本補正予算に関しましては、委員会での審議時には、ご意見を申し上げて賛成をいたしました。その後の調査で新たに確認された点がございまして、その点について承服しかねますので、反対をいたします。

歳出の面で、教育費、淡輪小学校の正門のオートロック化ということが予算化されております。オートロック化自体につきましては、人出不足でお忙しい教職員の皆さん方の仕事の能率化につながるという点で、決して反対ではございません。委員会の審議のときには、門のオートロック化が警備員の配置を打ち切るための手だてで、警備員にかわって子供たちの安全を守る対策を講じる努力が理事者から語られたところであります。

その後、子供の安全をどう守るのか、また、4月に間に合うのかという点を危惧いたしまして、教育部長にお聞きしたところ、結論的に申し上げますと、ボランティアの方にはお願いはするけれども、今現在のように、必ずどなたかが校内にいて、巡視員的な役割を果たしてくださる保証はないということが確認されました。

さらに、オートロック化の工事については淡輪小学校のみであり、深日、多奈川小学校については、巡視員がいなくなる上、外部からの訪問者については、外から門のかんぬきを抜けば、いつでも、だれでも校内に侵入することができるということも確認をいたしました。

委員会での説明が、3校のうち1校のみのオートロック化と引きかえに、巡視員をなくすというごまかしの説明であったことに憤りを感じております。

また、委員会審議後、小学校のPTAの関係者より、このような話を聞いております。昨年の秋、町のPTAと町長が話をすることがあり、その際、PTAの側から町長に対して、巡視員は継続して配置するのか確認されたそうです。その場で、町長の口から語られたのは、府の予算がつかなくなっても、巡視員は継続して配置するというものだったと聞いております。大阪府の暫定予算自体は非常に許しがたいものでありますが、たとえ暫定であっても、巡視員配置のための補助金は手当てをされております。少なくとも7月までは府の補助金が出るというのに、それを活用もせず、PTAとの以前の話し合いの席で、みずからおっしゃられたこともほごにする。考えられない暴挙であると考えております。また、大阪府に問い合わせたところ、大阪府下で来年度から巡視員の配置を打ち切るのは、岬町ただ1つだと確認をしております。

4月から巡視員が配置されないと知った保護者から、また、夜7時まで女性のみ指導者で運営をしている学童の指導員からも不安の声が寄せられております。

本件には、子供たちの安全を切り捨て、子供たちの安全に責任を持つとしない、その姿勢が反映されていると考えております。したがって、当然反対でありますし、改めて、この場で4月から子供たちの安全を守る対策について、巡視員の働きに遜色ない措置を講じることを強く求めておきたいと思っております。

以上です。

辻下正純議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 これで討論を終わります。

これより、議案第1号「平成19年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件」について、起立により採決します。

本件についての三常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

三常任委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

辻下正純議長 起立多数であります。よって、議案第1号は、原案のとおり可決しました。

議案第2号「平成19年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第2号「平成19年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3次）の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議案第3号「平成19年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第3号「平成19年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議案第4号「平成19年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第4号「平成19年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2次）の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議案第5号「平成19年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第5号「平成19年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議案第6号「平成20年度岬町一般会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対討論、中原議員。

中原 晶議員 委員会の審議でもいろいろ申し上げましたが、本件につきましては、評価できるものも当然含まれているというふうに考えております。例えば、緑ヶ丘保育所の調理室の床の改修、妊産婦健診の公費負担の回数増、また幼稚園の耐震診断など、決して十分とは言えませんが、住民の安全や利益にかなうもので、行政としての責任を果たすという姿勢は一定の評価ができるというふうに考えております。

また、公営住宅の使用料徴収事務の見直しについて、2007年度の予算では、町営住宅家賃の現年度分の徴収を部落解放同盟と人権多奈川地域協議会に38万6,000円で委託をしており、滞納分を人権多奈川地域協議会に154万4,000円で委託をしておりました。1年前の予算議会で、町営住宅の家賃の徴収については、本来、職員が行うもので、運動団体等に委託するものではないということを批判したところであります。

来年度予算につきましては、この委託を見直し、原則的に家賃を自動振替にするとこのことで、この点については、ようやく本来的な事務に移行され、当然措置が図られたと考えております。また、これを機会に、旧同和事業のさらなる見直しを図るべきであるということを申し添えてお

きたいと思います。

また一方で、さらなる住民負担増やサービスカットはこの予算の中に盛り込まれております。

先ほど申し上げましたが、各小学校の警備員配置の中止や、来年度から始まる粗大ごみ等の有料化、各教育施設の使用料の徴収、後期高齢者医療制度など、4月から始まる住民負担増やサービスカットには承服しかねます。

特に、後期高齢者医療制度につきましては、75歳という年齢を重ねただけで、他の保険から強制的に脱退をさせられ、新しい保険に加入をさせられます。扶養家族の方を初め新たな負担がかけられ、医療も十分に受けられる保障はありません。おば捨て山よりひどい制度であるというふうに考えております。国会で、自民、公明により決められたこととはいえ、岬町の75歳以上の皆さんが、この制度のもとで、今以上に苦しめられることは目に見えております。

以上のような理由から、到底賛成することはできないという立場であります。

以上です。

辻下正純議長 田代議員。

田代 堯議員 中原議員の質問の中で、「おば捨て」というのが果たして、中原議員の発言をとめるわけではないんですが、果たして、これはいいかどうか、少し局長の方にお尋ねするんですが、こういう文言については問題ないのかどうか、その辺を、もし問題あれば訂正をしとく方がいいんじゃないかなと、このように思いますんで。

辻下正純議長 調べてからね。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。川端啓子君。

川端啓子議員 賛成の立場で討論させていただきます。

20年度予算には、母体や胎児の健康確保のための妊婦健康診査の公費負担3回分が計上されております。私が、さきの議会で提案させていただいたことが、きちっと予算に反映できたことを評価します。

また、乳幼児医療費助成制度の通院医療費助成についてですが、今回は、大阪府補助基準年齢に1歳プラスして助成すると、従来の形で提案されております。昨年におきましては、昨年の3月、大阪府の補助基準に準じて見直すとして、それまでの補助年齢から後退する条例改正の提案があり、私たちも、幾ら財政状況が厳しいからといって、時代逆行の施策には断固賛成できないと主張し、反対しました。

しかし、今回は、大阪府補助基準年齢に1歳プラスして助成するという従来の形で提案しているということに、一応評価したいと思います。厳しい財政状況の中、職員の給与をカットしてで

も住民サービスを低下させないよう努力していることを評価したいと思います。非常に岬町の財政は厳しく、本当に限られた限られたこの予算の配分について万人を納得させるということは不可能に近いことと思います。また、幾らいい提案をしても、予算が執行されなければ事業は行われません。絵にかいたもちになると思います。厳しい財政状況の中、理事者が知恵を振り絞ったことを評価し、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

辻下正純議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 これで討論を終わります。

これより、議案第6号「平成20年度岬町一般会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての三常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

三常任委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

辻下正純議長 起立多数です。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議案第7号「平成20年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第7号「平成20年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議案第8号「平成20年度岬町国民健康保険特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第8号「平成20年度岬町国民健康保険特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。
厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議案第9号「平成20年度岬町老人保健特別会計予算の件」について、討論を行います。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第9号「平成20年度岬町老人保健特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。
厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議案第10号「平成20年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対ですか、賛成ですか。

中原 晶議員 反対。

辻下正純議長 中原議員。

中原 晶議員 先ほども申し上げましたが、後期高齢者医療制度につきましては、原則75歳以上の高齢者を差別するものと考えております。岬町にとっては、事務事業に係る経費のみであるということでありませけれども、本制度を具体化することになりますので、反対いたします。

以上です。

辻下正純議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 これでは討論を終わります。

これより、議案第10号「平成20年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

辻下正純議長 起立多数です。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議案第11号「平成20年度岬町下水道事業特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第11号「平成20年度岬町下水道事業特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議案第12号「平成20年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第12号「平成20年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議案第13号「平成20年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)予算の件」について、討

論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対討論ですか。

中原 晶議員 はい。

辻下正純議長 中原議員。

中原 晶議員 委員会の審議のときにも申し上げましたが、介護保険の保険料につきましては、保険料の軽減を繰り返し求めているものでありますが、抜本的な見直しがされずに、高い保険料の値下げは実現されないままであります。町独自の軽減策の措置も有効なものは講じられないまま続いております。よって、本件には賛成しかねます。

以上です。

辻下正純議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 これで討論を終わります。

これより、議案第13号「平成20年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)予算の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

辻下正純議長 起立多数です。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議案第14号「平成20年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第14号「平成20年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

議案第15号「平成20年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第15号「平成20年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。
総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

議案第16号「平成20年度岬町深日財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第16号「平成20年度岬町深日財産区特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。
総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

議案第17号「平成20年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第17号「平成20年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。
総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

議案第18号「平成20年度岬町谷川財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第18号「平成20年度岬町谷川財産区特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。
総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

議案第19号「平成20年度岬町住宅用地造成事業特別会計予算の件」について、討論を行います。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第19号「平成20年度岬町住宅用地造成事業特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。
総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号「平成20年度岬町水道事業会計予算の件」について、討論を行います。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第20号「平成20年度岬町水道事業会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

議案第22号「一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対ですか、賛成ですか。

中原 晶議員 賛成です。

辻下正純議長 中原議員。

中原 晶議員 本件につきましては、任期付職員の採用に当たっては、当面は税金の徴収に当たる職員のみをお考えと、委員会の場でもお聞きをいたしました。同時に、他の部署での今後の採用の可能性についても示されたところであります。

非正規雇用が社会問題となっております。本件が正職員の非正規雇用への置きかえとなるようなことのないよう、改めてこの場でも要望を申し上げた上で賛成をいたします。

以上です。

辻下正純議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 これで討論を終わります。

これより、議案第22号「一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号「岬町後期高齢者医療に関する条例を制定する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対討論ですか、賛成討論ですか。

中原 晶議員 反対です。

辻下正純議長 中原議員。

中原 晶議員 後期高齢者医療制度につきましては、再三その差別的医療制度の批判をしてきたところであり、本件は、町でのこの制度の具体化であり、反対であります。

以上です。

辻下正純議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 これで討論を終わります。

これより、議案第23号「岬町後期高齢者医療に関する条例を制定する件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

辻下正純議長 起立多数です。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

議案第24号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第24号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第25号「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第25号「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。
総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

議案第26号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第26号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。
総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

議案第27号「教育長の給与等に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第27号「教育長の給与等に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。
総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

議案第28号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第28号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

議案第29号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第29号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致であります。よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

議案第30号「岬町特別会計条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対討論、中原議員。

中原 晶議員 本件には、後期高齢者医療特別会計というものが新たに盛り込まれるものであり、賛成できません。

以上です。

辻下正純議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第30号「岬町特別会計条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

辻下正純議長 起立多数です。よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

議案第31号「岬町老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第31号「岬町老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

議案第32号「岬町ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第32号「岬町ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

議案第33号「岬町パチンコ遊技場及びゲームセンター建築等規制条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第33号「岬町パチンコ遊技場及びゲームセンター建築等規制条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

議案第34号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第34号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

議案第35号「岬町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

川端啓子議員 賛成討論です。

辻下正純議長 川端啓子君。

川端啓子議員 賛成の立場で述べさせていただきます。

20年度の保険料に対しての激変緩和措置については、近隣自治体においては適用しないところもある中、岬町は介護保険料が非常に高いということもあって、激変緩和措置がとられるということを評価したいと思います。

また、次年度は3年ごとの料金改正になることにより、本当に住民の間では保険料がこれ以上高くなるかという不安を募らせているんですけども、介護予防事業に力を入れ、努力し、この保険料、次年度はこれ以上高くなるようにしっかり頑張るということで、頑張っていたらいいということも評価し、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

辻下正純議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 これで討論を終わります。

これより、議案第35号「岬町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

議案第36号「岬町公民館条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第36号「岬町公民館条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

以上で、三常任委員会に付託されました案件はすべて議決されました。

各委員の皆さん、本当にご苦労さまでした。

辻下正純議長 日程2、意見書案第1号「大阪府における通年を見通した施政運営方針の早急な明示と所要予算の計上を求める意見書(案)」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。議会議員、岡本重樹君。

岡本重樹議員 ただいま議長の許可を得ましたので、意見書案を提案いたします。

意見書案第1号

大阪府における通年を見通した施政運営方針の早急な明示と所要予算の計上を求める意見書

(案)でございます。

本議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

提出者 岬町議会議員 岡本重樹

賛成者は、岬町議会議員の川端啓子議員、反保多喜男議員、竹内邦博議員、奥野 学議員、谷本 貢議員、小川日出夫議員、出口 實議員、田代 堯議員、鍛冶末雄議員、辻下文信議員、和田勝弘議員、中原 晶議員。

以上のとおりであります。

趣旨説明は、朗読によりかえさせていただきます。

大阪府における通年を見通した施政運営方針の

早急な明示と所要予算の計上を求める意見書(案)

本年2月20日に大阪府議会の議会運営委員会に提出された平成20年度大阪府当初暫定予算案は、通年の施政運営方針が不透明のまま7月末までの4ヶ月間のみ暫定予算となっており、府内市町村への交付金、補助金に関連する主要事業の経費を8月以降の本格予算に先送りしています。

この結果、本町の予算案については、歳入欠陥の恐れがある形で議会に提出されており、本町議会としては、誠に遺憾であると言わざるを得ません。

暫定予算となっている部分には、福祉や住民の暮らしに密着した事業が多く含まれており、橋下知事が重点施策としているはずの子育てや教育に関する事業にまで及んでいます。

また、今後の本予算における計上の見通しも明確にされていないことから、本町が当初予算で計上した事業のうち、府支出金を財源とする事業については、執行保留又は7月までの暫定執行とならざるを得ず、そのうえ、契約変更で違約金が発生する恐れもあり、町政運営の通年の見通しが立たず、計画的な運営が困難になるなど、住民生活に深刻な影響が及ぶことは必至と言えます。

岬町民は、府内の各市町村民と同様に大阪府民でもあります。

その町民や府民の生活を維持・安定させることは地方自治体の責務であり、大阪府と市町村が連携して相互に役割と責任を果たしていかなければなりません。

こうしたことを踏まえ、平成20年度の通年を見通した大阪府の施政運営方針の早急な明示と所要予算の計上を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月25日

(提出先)大阪府知事

以上でございます。

よろしくご審議を賜りまして、可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、意見書案第1号「大阪府における通年を見通した施政運営方針の早急な明示と所要予算の計上を求める意見書(案)」について、起立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致であります。よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 13時から再開しますので、よろしくお願いいたします。

(午前11時57分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

辻下正純議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

午前中の会議で、田代議員から確認を求められました議案第6号、平成20年度一般会計予算の件での中原議員の反対討論の中で、「おば捨て山」との発言については、調べました結果、不穏当な発言には該当しないと思われます。

また、中原議員から発言取り消しの申し出もございませんので、そのまま会議録に記載させていただきます。

以上、報告いたします。

辻下正純議長 以上をもって、今期定例会の会議に付された事件はすべて議了しました。

最後に、本年3月31日をもって退職されます嶋本良二理事、また、大阪府に戻られます古田正、藏ヶ崎龍男両理事からあいさつの申し入れがありますので、許可いたします。

初めに、嶋本良二君。

嶋本総務部理事 私どものためにこのような機会を設けていただきましたこと、非常にありがたく、感謝申し上げたいと思います。

私は、昭和41年の4月に岬町に奉職以来、丸42年間、皆様方からの温かいご指導とご協力を得まして本日を迎えましたこと、大変うれしく思っております。今後は、役場という組織体を離れまして、新しい人生を歩み出しますが、今後の岬町の歩みを見詰めてまいりたいと思っております。

最後になりましたが、本会議ご出席の皆様方のご健康、ご多幸をご祈念申し上げ、甚だ簡単措辞でございますが、御礼のあいさつといたします。

本当に長い間、お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

辻下正純議長 次に、古田 正君。

古田総務部理事 貴重な時間をいただき、ありがとうございます。

この3月末をもちまして、早いもので、もう2年間の任期が終わり、府に戻る予定となっております。振り返ってみますと、あっという間の2年間で、結局、何もできずに終わってしまい、自分の能力不足を痛感するとともに、岬町の皆様に申しわけない気持ちでいっぱいです。

とりわけ財政問題につきましては、先見性のある町の職員の迅速な取り組みによりまして、着任時には既に主立った行財政改革には着手済みとなっておりました。しかしながら、まだ収支のバランスはとれておらず、さらに基金も底をつく危機的な財政状況が続く中、これまで以上に地に足を着け、夢を見ることなく、強い信頼関係のもと職員が一丸となって、厳しい行財政改革に取り組んでいく判断と決断が必要な時期に岬町を離れてしまうことにつきましては、非常にじくじたる思いでございます。

この間、任期中に1つでも新たな改革の芽出しだけでもできればと、行財政や人事を初めとしまして、第一線で活躍されるご苦勞をされている職員の皆様のご協力を得ながら取り組んでまいりましたが、結局、私の力不足で何もできず、人に対する説明、説得、理解を得ることの難し

さ、また、感情のコントロールの重要性につきまして再認識させられるとともに、自分の未熟さを痛感いたしました。

議会の皆様から行財政改革に対して、私にご期待いただいたことにつきまして、その期待にこたえることができなかったことにつきましては、改めておわび申し上げます。

これからは、この町での勤務を通じまして得られました町行政の現場、組織としての意思形成や仕事の進め方などの経験を今後の私の仕事で生かすことにより、岬町の皆様に恩返ししてまいりますとともに、岬町の皆様初め大阪府民のため全力で取り組んでまいりますので、引き続きご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

本当に2年間の短い間ですが、お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）
辻下正純議長 次に、藏ヶ崎龍男君。

藏ヶ崎事業部理事 議長のお許しをいただきましたので、退任のあいさつをさせていただきます。

平成18年4月に理事として就任させていただきましたけれども、もう2年がたちました。この間、主に関空関連の事業に携わってまいりましたけれども、余りお役に立てず大変心苦しく思っております。

ただ、海釣り公園の整備、そしてオープンにつきましては、私としまして、岬町で仕事をさせていただいた中で、一番記憶に残る仕事になりました。これを議員の皆様、町長並びに職員の皆様の温かいご指導のたまものと感謝しているところでございます。

4月からは大阪府に戻りますが、府に戻りましても、何らかの形で、また岬町のお役に立てればと思っております。短い間ではございましたが、本当にお世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

辻下正純議長 嶋本理事におかれましては、長い間、本当にご苦労さまでございました。

また、古田、藏ヶ崎の両理事におかれましては、2年間、ありがとうございました。

3名の方には心から感謝申し上げますとともに、どうか引き続き岬町に対し、ご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、今後のご多幸、ご健勝を祈念申し上げまして、議会からのお礼といたします。

ありがとうございました。（拍手）

辻下正純議長 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成20年第1回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議、ありがとうございました。

(午後1時10分 閉会)

以上の記録が本町議会平成20年第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成20年3月25日

岬町議会

議 長 辻 下 正 純

議 員 岡 本 重 樹

議 員 辻 下 文 信